

掛川市物品管理規則の一部を改正する規則

掛川市物品管理規則（平成17年掛川市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第8条、第9条及び第10条中「物品管理者」を「契約担当課長」に改める。

次に掲げる規定中「管財課」を「資産経営課」に改める。

- (1) 様式第4号（注）
- (2) 様式第9号の2（注） 2
- (3) 様式第15号（注）
- (4) 様式第16号（注） 1
- (5) 様式第18号（注） 1
- (6) 様式第20号（注） 1
- (7) 様式第21号（注） 1
- (8) 様式第22号（注）
- (9) 様式第25号（注）
- (10) 様式第26号（注）
- (11) 様式第27号（注） 1
- (12) 様式第28号（注） 1
- (13) 様式第29号（注）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。